

令和3年度
社会福祉法人犬山市社会福祉協議会

事業報告



社会福祉協議会のシンボルマーク

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って明るい、
幸せな社会を建設する姿」を表現していて、全国の都道府県、
市区町村社協で共通のマークとして使用しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

■令和3年度事業 活動総括

○重点推進事項について

1. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

住民が地域の福祉課題を「我が事」として認識し、主体的な支え合いの仕組みを構築していく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みは、犬山市においても着実に進んでいます。行政、高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）と協働し、地域住民、ボランティア等により構成される協議体に参加し、地域の福祉課題の把握に努めました。

また、高齢者等の地域の交流場所としての「地域サロン」活動が、円滑に実施できるよう支援を行いました。

2. 障がい者(児)相談支援体制強化への取り組み

平成30年度より市受託事業として運営を開始した「障害者基幹相談支援センター事業」を再受託し、包括的な相談支援機能も着実に向上し、障がい者(児)とその家族の安心安全な暮らしを支え、またその暮らしを支える地域の仕組み作りを進め、地域福祉の向上に努めました。

また、障害者自立支援協議会の運営も、当事者、保護者や支援者との協働により部会活動の充実に努めました。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響

令和3年度においても、緊急事態宣言等が発令されたことにより、様々な活動に制約が生じたため、予定していた行催事が実施できないことが数多くありました。

■犬山市社会福祉協議会事業（サービス区別による）

[R3 決算 145,191,679 円 R2 決算 139,798,592 円]

※()内数字は前年度実績

1. 法人運営事業 [R3 決算 36,324,694 円 R2 決算 55,138,387 円]

□法人運営事業

事業名等	実 績
(1) 理事会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ○理事会 6月21日 書面決議 6月29日 市民交流センター 3月21日 書面決議 ○評議員会 6月26日 市民交流センター 3月31日 書面決議 ○正副会長会 6月29日 市民交流センター 10月15日 市民交流センター 3月10日 市民交流センター ○評議員選任・解任委員会 6月26日 市民交流センター
(2) 監査の実施	○監事会 6月4日 市民交流センター
(3) 財務諸表、現況報告書等の公表	<p>法人事業運営の透明性の向上を図るため、財務諸表、現況報告書等を公表。</p> <p>○財務諸表等電子開示システム及びホームページでの公表</p>
(4) 会員募集	<p>住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施の為に社協支部の協力を得て会員募集を実施。</p> <p>○一般会員 15,773件 7,841,760円(16,381件 8,056,260円)</p> <p>○特別会員 246件 494,000円(255件 510,500円)</p> <p>○法人会員 309件 1,119,000円(352件 973,560円)</p> <p>○施設会員 7件 14,000円(7件 14,000円)</p> <p>計 16,335件 9,468,760円(16,995件 9,554,320円)</p> <p>※世帯加入率 50.1%(52.2%) 31,491世帯 (R3.7.1現在)</p>
(5) ホームページの公開、情報提供	<p>・ホームページアドレス http://inuyama-welfare.net/</p> <p>○20,760(20,760)ページビュー</p> <p>○5,983(5,983)ユーザー</p>
(6) 寄附	<p>○一般寄附：11(9)件 314,393円(299,038円)</p> <p>○物品寄附：1(1)件</p>

2. 地域福祉推進事業〔R3 決算 4,384,245 円 R2 決算 4,616,340 円〕

□地域福祉事業〔4,320,445 円〕

事業名等	実績
(1) 社協支部の設置と活動支援	<p>民生児童委員、町会長などで構成される市内6地区に社協支部を設け、社協活動への住民参加として会員募集や共同募金運動を進めていただくとともに、支部の自主的な取り組みによる身近な地域での住民相互の福祉活動を支援。</p> <p>○支部独自事業</p> <p>まちなか茶論2回（犬山北）</p> <p>青色パトローラーによる防犯交通安全運動（羽黒）</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった事業</p> <p>高齢者世帯配食サービス（楽田）、クオリティ交流会（城東）等</p>
(2) ふれあいサロンへの支援	<p>地域でのつながりづくりのために、住民が自ら取り組む、仲間づくりや異世代交流を目的とする「つどいの場」の開設を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催1回あたり1,000円を助成(上限48,000円) ・新規立上げ費用15,000円を助成 <p>○助成件数：37(30)件</p> <p>○参加者：延べ7,963(6,874)人</p>
(3) 福祉車両の貸出	<p>歩行の困難な車いす利用者等の通院、買物、旅行など外出・社会参加の支援の為に福祉車両を貸出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りリフトアップ車両1台、3人乗り車いすスロープ車両1台 ・無料(4日間以内)、燃料費利用者負担(10キロ/100円) <p>○貸出件数：リフトアップ車 9(4)件</p> <p style="padding-left: 40px;">車いすスロープ車 40(19)件</p>
(4) 車いすの貸出	<p>ケガや病気で歩行が困難な在宅で暮らす高齢者等で一時的に車いすが必要な方に車いすを貸出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料(3ヵ月間を上限) <p>○貸出件数：105(82)件、117(86)台</p>
(5) ビデオプロジェクター、スクリーンの貸出	<p>ボランティア団体等の研修やイベントに活用できるビデオプロジェクター、スクリーンを貸出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料 <p>○貸出件数：プロジェクター 75(60)件、スクリーン 9(13)件</p>
(6) 綿菓子機、ポップコーン機の貸出	<p>町内会、子ども会、ボランティア団体、福祉団体等が開催する非営利のイベントに活用できる機材を貸出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料 <p>○貸出件数：綿菓子機 0(2)件、ポップコーン機 1(2)件</p>

(7) 広報紙「社協だより」の発行	地域福祉に関する情報発信と社協の活動内容について、市広報紙と同時に発行。 ○年3回(7・10・2月)、26,800部発行
(8) 秋桜健康福祉まつり等の開催	○秋桜健康福祉まつりの開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止 ○産業振興祭への参加 特設YouTubeチャンネルで赤い羽根協賛児童生徒作品コンクール優秀作品を配信(11/30~1/31)

□心配ごと相談事業 [63,800円]

事業名等	実績
(1) 心配ごと相談	困り事や心配ごとを身近な人に話せずに悩んでいる方の為に、相談の場を開催。 ・毎月第1木曜日、13:00~16:00、相談員5名 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため、11月より再開。 ○開催日数：5日 ○相談件数：3件 内訳：家族2、健康1、福祉2、その他1(重複あり)

3. ボランティア活動支援事業 [R3 決算 2,403,661円 R2 決算 2,636,498円]

□ボランティアセンター事業 [1,233,551円]

事業名等	実績
(1) ボランティア保険の加入促進	安心してボランティア活動をおこなっていくためにボランティア保険制度の周知と加入を促進。 ○加入者：活動保険1,758(1,994)人、行事保険4,490(2,668)人
(2) ボランティア団体・個人の登録	ボランティア活動をしている団体と個人の活動を把握し、活動調整や情報提供などを実施。 ○登録者：126(126)グループ、3,505(3,624)人、個人5(12)人 計3,510(3,636)人
(3) ボランティアセンターだよりの発行	ボランティア活動に関する情報や講座、行事の開催を「社協だより」内に掲載。 ○発行回数：年3回(7・10・2月)、26,800部発行

<p>(4) ボランティア相談員の配置</p>	<p>専任相談員 2 名を配置し、ボランティア活動を希望する人と依頼したい人の調整や相談を実施。</p> <p>○毎月第 1・第 3 月曜日 10:00~12:00</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため、11 月より再開。</p> <p>○相談件数</p> <p>活動希望：17(14)件（内訳：子ども 2、障がい者 7、その他 8）</p> <p>活動依頼：8(5)件（内訳：施設・団体 4、個人 2、行政 2）</p>
<p>(5) 西尾張ブロックボランティアフェスティバルへの参加</p>	<p>西尾張の 14 市町村のボランティアが一堂に会し、交流、活動紹介を行うイベントにボランティア連絡協議会のメンバーとともに参加。</p> <p>○開催日：12 月 18 日</p> <p>○場 所：稲沢市民会館</p> <p>○参加者：犬山市より 15 人</p>

□ボランティア育成事業 [1, 170, 110 円]

事業名等	実 績
<p>(1) 手話講座の開催</p> <p>◇市受託事業（意思疎通支援事業）</p>	<p>手話の普及とボランティアの育成のため開催。</p> <p>○開催日：11/ 10~12/15 全 6 回（A コース）</p> <p>11/ 6~12/ 11 全 6 回(B コース)</p> <p>○場 所：市民交流センター</p> <p>○参加者：9 名（A コース）、12 名（B コース）</p>
<p>(2) 要約筆記講座の開催</p> <p>◇市受託事業（意思疎通支援事業）</p>	<p>要約筆記の普及とボランティアの育成のため開催。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>
<p>(3) 視覚障がい者支援ボランティア講座の開催</p> <p>◇市受託事業（意思疎通支援事業）</p>	<p>目の不自由な方の外出支援や日常生活を支援するためのガイドヘルプや点訳、音訳ボランティアの育成のため開催。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>
<p>(4) 防災人材育成講座の開催</p>	<p>地域で防災・減災を推進する社会をつくるため、防災ボランティアの育成のため開催。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>
<p>(5) 夏休み福祉体験学習の実施</p>	<p>市内小中学校の児童・生徒を対象に、福祉について理解するきっかけづくりのため、夏休みを利用して福祉施設での体験学習を実施。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>

(6) ボランティア連絡協議会への活動支援	ボランティアのネットワークを作り、活動の場を広げるために相互交流、情報交換や研修会を行うボランティア連絡協議会の活動費を助成。 ○会員数：28(28)グループ、個人4(4)名 計727(798)人
(7) ボランティア団体への活動支援	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体を対象として、活動実績に応じて助成。 ○助成件数：37(47)件

4. 共同募金配分金事業 [R3 決算 10,834,626 円 R2 決算 10,770,518 円]

□一般募金配分金事業 [5,894,203 円]

事業名等	実績
(1) 95歳敬老記念品の贈呈	満95歳の高齢者を対象にご長寿をお祝いして、記念品を贈呈。 ○対象者：99(95)人 ○贈呈品：カタログギフト
(2) 初めて出会う絵本プレゼント	生後5か月児を対象に、読み聞かせを通じた保護者とのふれあいや読書のきっかけづくりのため絵本(2冊)をプレゼント。 ○対象者：228(345)人
(3) 修学旅行支度金の助成	生活保護等低所得世帯及び母子父子家庭医療費を受給している児童・生徒を対象に一生の思い出となる修学旅行の参加支度金を助成。 ・助成額：小学生10,000円、中学生15,000円、高校生20,000円 ○助成件数：小学生51(58)人、中学生55(65)人、高校生31(9)人 計137(132)人
(4) 手押し車(シルバーカー)購入費一部助成	歩行の不安定な65歳以上の高齢者の外出支援の為に、手押し車(シルバーカー)の購入費を助成。 ・定額5,000円 ○助成件数：59(57)件
(5) 車いす購入費一部助成	介護保険や障害者福祉サービスの対象に当てはまらない方が車いすの購入費を助成。 ・定額8,000円 ○助成件数：5(15)件
(6) 弁護士による法律相談	相続や離婚などの事案について、弁護士が法的なアドバイスを実施。 ・毎月第1木曜日、9:00~12:00(無料) ○開催日数：10(7)日 ○相談件数：53(39)件 ※6月、9月は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止

(7)「福祉実践教室」の開催	福祉教育として、市内小中学校の児童・生徒を対象に障がい者による講話や車いす、手話、点字、要約筆記、盲導犬、ガイドヘルプ等の体験をボランティアの協力を得て開催。 ○実施校：小学校 9、中学校 0(小学校 7、中学校 0)校 ○参加者：延べ 846(642)人
(8)災害見舞金支給	地震、暴風雨等の自然災害や火災により、家屋に被害に遭った被災者へ見舞金を支給。 ・家屋全壊 30,000 円、家屋半壊 15,000 円、床上浸水 10,000 円 ○支給件数：全焼 0、半焼 0、浸水 0(全焼 0、半焼 0、浸水 0)件
(9)生活困窮者支援資金の貸付	日々の生活に一時的に困っている生活困窮者に対し、資金貸付を実施。 ・貸付上限額 30,000 円、無利子、据置期間 3 ヶ月 ○貸付件数：13(14)件 ○貸付金額：328,000(410,000)円
(10)法外援護の実施	資金貸付の要件を満たさず、日々の食費に困るような生活困窮者や行旅困窮者に援護金を支給。 また、緊急に食糧支援が必要な場合に提携しているフードバンクに要請して食糧支援を実施。 ・支給額 生活費、最小限の旅費など(最高 10,000 円) ・食糧支援 3 週間分相当の食糧を支給(送料 1 回 2,500 円を負担、1 人 3 回まで) ○法外援護：1(2)件、食料支援：59(96)件
(11)子どもの遊び場遊具の助成	町内管理の遊び場の遊具等の修理費を助成。 ・修理費の 3/4 以内(上限 100,000 円) ○助成件数：0(0)件
(12)福祉団体への活動支援	地域福祉を推進する福祉団体の活動に対し助成。 ○民生児童委員協議会、身体障害者福祉協会、更生保護女性会、心身障害児(者)父母の会、尾北地区聴覚障害者福祉協会、しらゆり会、子供会育成連絡協議会、62 単位子ども会、
(13)社協だより「共同募金」の特集	赤い羽根共同募金運動の啓発の為、その趣旨や使いみちについて周知するために社協だよりに掲載。 ○10/1 号に共同募金の特集を掲載

□歳末たすけあい配分金事業〔4,940,423円〕

事業名等	実 績
(1) 歳末慰問金品の贈呈	<p>低所得者、母子世帯、障がい者及び施設入所者等に慰問金(品)を贈呈。</p> <p>○対象者・施設及び人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯の18歳以下の子供(5,000円) 24人(215世帯) ・準要保護世帯の児童生徒(5,000円) 348人(235世帯) ・特別障害者手当等受給者(3,000円) 261(254)人 ・母子生活支援施設入所者(3,000円+子供の数×1,000円) 6(7)世帯 ・市内児童養護施設、障害者施設入所者(3,000円) 166(176)人 ・市内介護老人施設、乳児院(20,000円) 5(5)施設 ・援護寮(慰問品1人1,200円相当) 14(15)人 ・市外福祉施設入所者(3,000円) 32(30)人 ・東日本大震災による避難世帯(3,000円+2人目以降世帯員×1,000円) 4(4)世帯
(2) 子ども会交流事業の実施	<p>地域の多世代交流を促進するため、子ども会が主催する行事等で、その地域の高齢者も参加して開催する交流会に対し助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額 参加者1人につき300円(食事提供がある場合は500円) <li style="padding-left: 2em;">※上限額 50,000円 <p>○助成件数: 3(2)子ども会、213(144)人</p>
(3) 福祉団体の実施する事業への助成	<p>福祉団体が開催する行事に対し助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心身障害(児)者父母の会「クリスマス会」 開催日: 12月18日、参加者: 55人 ○母子寡婦福祉会「入進学児童激励会」 開催日: 2月26日、参加者: 78人 ○ボランティア連絡協議会「ボランティアのつどい」 開催日: 12月4日、参加者: 79人 <p>※新型コロナウイルス感染症拡大のため中止等となった事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ連合会「スポーツ大会」 ・身体障害者福祉協会「ふれあいクロリティ大会」 ・保護司会「社会を明るくする運動」
(4) 声の広報	<p>視覚障がい者に「広報いぬやま」「社協だより」等を音読した録音CDを配付。</p> <p>○対象者: 11(13)人</p>

<p>(5) おもちゃ図書館、おもちゃ病院</p>	<p>おもちゃの貸出しを行う「おもちゃ図書館ポニーの部屋」とおもちゃの修理をおこなう「おもちゃ病院ポニー」を開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日 毎週水曜日 10:00~15:00、第1・3土曜日 10:00~12:00 ・場 所 城東第2子ども未来園 <p>○おもちゃ図書館 開催日数：53(19)日、利用者：282(87)人、貸出数：208(50)点</p> <p>○おもちゃ病院 開催日数：76(26)日、修理数：104(91)点</p>
<p>(6) こころの居場所「はなみずき」への支援</p>	<p>精神障がい、ひきこもり等で日頃、他者との交流の少ない方が自由に入りし、語らいができる場所を開設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回、場所 余遊亭、利用料 100円 <p>○開催日数：6(1)日、参加者：90(15)人、運営会議の開催：2回</p>

※令和3年度共同募金実績（実施：犬山市共同募金委員会）

種 別		金 額(円)	前年度比(円)
赤い羽根募金	戸別等募金	6,501,086 (6,601,328)	▲100,242
	事業所募金	373,000 (368,000)	5,000
小 計		6,874,086 (6,969,328)	▲95,242
歳末たすけあい募金		5,336,776 (5,694,875)	▲358,099
合 計		12,210,862 (12,664,203)	▲453,341

5. 訪問介護事業 [R3 決算 19,828,524円 R2 決算 20,179,357円]

□訪問介護事業

事業名等	実 績
<p>(1) 訪問介護・介護予防訪問介護</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定を受けた方を対象として、その方の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活援助及び身体介護等の援助を実施。
<p>◇介護保険法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援認定相当の方に調理、買物、掃除等の生活援助を実施。
<p>◇日常生活支援総合事業</p>	<p>○身体介護 875(768)回 462(452)時間</p> <p>○生活援助 2,216(2,472)回 1,977(2,945)時間</p> <p>○身体・生活介護 112(159)回 108(168)時間</p> <p>計 3,203(3,399)回 2,547(3,565)時間</p>

(2) 介護保険適用外ヘルパー事業	介護保険適用外の通院の付き添いや家事援助等の援助を実施。 ○34(5)回 18(2)時間
(3) 家事育児ヘルパー事業 ◇市受託事業（多子多胎世帯養育支援事業）	多子・多胎家庭や多胎妊婦等の家事の負担軽減を図るため、家事や育児等の援助を実施。 ○83回 112時間 ※R3年度より事業開始
(4) ヘルパー研修	事業所のヘルパー全員を対象にして、ヘルパーの資質向上と質の高い均一なサービス提供をめざして研修会を開催。 ○毎月1回開催 ○主な内容 接遇、感染対策、権利擁護、ヒヤリハット等

□障がい者居宅介護事業

事業名等	実績
(1) 居宅介護 ◇障害者総合支援法	障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、家事援助や身体介護、生活上の相談及び通院時の介助など生活全般にわたる援助を実施。 ○身体障がい者 ・身体介護 1,265(1,286)回 1,049(1,048)時間 ・家事援助 172(190)回 89.75(117)時間 ○知的障がい者 ・身体介護 20(14)回 16(10)時間 ・家事援助 37(87)回 25.75(58)時間 ○精神障がい者 ・身体介護 249(29)回 214(29)時間 ・家事援助 153(179)回 153.5(198)時間 計 1,896(1,785)回 1,548(1,460)時間
(2) 同行援護 ◇障害者総合支援法	視覚障がい者で、移動に著しい困難がある方に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護等の援助を実施。 ○介護有 459(432)回 496(600)時間
(3) 移動支援 ◇市受託事業（地域生活支援事業）	屋外での移動が困難な障がい者(児)が充実した日常生活を営むことができるよう、社会生活に不可欠な外出や社会参加のための外出時の援助を実施。 ○介護有 177(181)回 103(114)時間

6. 相談支援事業 [R3 決算 31,689,970 円 R2 決算 25,742,906 円]

□障がい者地域相談支援センター事業 [14,790,337 円]

事業名等	実績
(1) 一般相談支援 ◇障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 精神病院、入所施設等を利用する 18 歳以上の者を対象として地域生活への移行支援を実施。 ・地域定着支援 居宅において単身で生活を始めた障がい者等を対象に必要な支援を実施。 <p>○地域移行支援：0(0)件 ○地域定着支援：0(0)件</p>
(2) 特定相談支援 ◇障害者総合支援法	<p>障がい者からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為の計画の作成や利用状況の検証を実施。</p> <p>○計画作成件数：358(353)件</p>
(3) 障がい児相談支援 ◇児童福祉法	<p>障がい児からの相談に応じ、サービス事業者等との連絡調整を実施し、福祉サービスを利用する為計画の作成や利用状況の検証を実施。</p> <p>○計画作成件数：69(82)件</p>

□障害者基幹相談支援センター事業 [16,708,264 円]

事業名等	実績
(1) 総合的、専門的な相談支援 ◇市受託事業	<p>○相談者：205(206)人 内訳：障がい者 154(164)人、障がい児 51(42)人</p> <p>○相談件数：3,014(2,367)件</p>
(2) 地域の相談支援体制強化の取り組み	<p>犬山市障害者自立支援協議会の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全体会 1回 ○運営会議 10回 ○定例部会 2回 <ul style="list-style-type: none"> ・就労を支える仲間のつどい「はたらく・過ごすガイドブック」の発行 ○相談支援事業所連絡会 11回 ○権利擁護部会 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止研修会の開催 ○子ども部会

	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援ガイド「ワンダフル・レインボー」を更新し発行 ・ワーキンググループの開催 6回 ・特別支援教育研修会の開催 2回 <p>※「思春期課題シェア会」、「スポーツ交流会」は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>
--	--

□日常生活自立支援事業 [191,369円]

事業名等	実績
(1) 日常生活自立支援の実施 ◇県社協受託事業	高齢者や障がい者等で判断能力に不安があり、自己選択・決定の難しい方の在宅での生活支援を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類等の預かりサービス ・本人の意思による契約を経て実施 ・利用料 1,200円/回、250円/月(預かり料) ○利用者：17(19)人 内訳：高齢者8(10)人、知的障がい者4(4)人、精神障がい者5(5)人

7. 高齢福祉推進事業 [R3 決算 16,988,368円 R2 決算 14,542,236円]

□老人クラブ連合会指導員派遣事業 [1,810,989円]

事業名等	実績
(1) 老人クラブ指導員の配置 ◇市受託事業	高齢者の社会参加促進のための単位老人クラブの育成、指導及び市老人クラブ連合会の行事や活動の相談・指導を実施。

□敬老事業 [1,223,305円]

事業名等	実績
(1) 「75歳のつどい」の開催 ◇市受託事業	75歳の高齢者を対象につどいを開催し、これまでの労をアトラクションと記念品の贈呈によりねぎらい、敬老のお祝いをしました。 ○開催日：12月5日、場所：市民文化会館、参加者：283人

□いきがいサロン事業 [13,954,074円]

事業名等	実績
(1) いきがいサロンの経営 ◇日常生活支援総合事業	<p>運動機能や認知機能が低下しつつある要支援認定相当の高齢者を対象に、レクリエーションや介護予防体操などを行い、利用者の心身機能維持と改善に努め、自立した生活を継続していただけるよう支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 月、火、水及び金曜日 10:30~15:00 ・開設場所 市福祉活動センター <p>○開催日数：183(150)日 ○延べ利用者数：男115(90)人、女3,559(3,298)人 計3,674(3,388)人 ○一日平均利用者数：20.5(22.5)人 ※新型コロナウイルス感染症拡大のため、12月まで午後開催</p>

8. 資金貸付事業 [R3 決算 7,732,152円 R2 決算 6,159,915円]

□生活福祉資金貸付事業（※金額は愛知県社会福祉協議会の貸付決定額）

事業名等	実績
(1) 福祉費	<p>自立した日常生活をおくることができるよう一時的に必要な生業、技能修得、住宅改修、障がい者用自動車の購入、療養、冠婚葬祭等にかかる費用を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 3~20年 ・貸付利子 連帯保証人有 無利子、無 年1.5% <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※</p>
(2) 緊急小口資金	<p>緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に立替的に少額の経費を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度 10万円以内 ・償還期間 8か月以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要 <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※ ○コロナ特例貸付実績：119(361)件 22,800,000(6,875,000)円※</p>
(3) 教育支援資金	<p>学校教育法に規定する高校、短大、大学、専修学校に修学するための費用と、入学に際し必要な費用を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間 20年以内 ・貸付利子 無利子 ・保証人 不要 ※世帯内で連帯借受人が必要 <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※</p>

<p>(4) 不動産担保型生活支援資金</p>	<p>現在居住している自己所有の住居に、将来にわたって住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その建物、土地を担保として生活資金を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 不動産評価額 1,500 万円以上 ※マンションは非該当 不動産に賃借権、抵当権の設定無、単独又は同居の配偶者との共有等の諸条件あり ・貸付限度 土地評価額の 70% ・償還期限 終了時に一括償還 ・貸付利子 3%又は長期プライムレート利率 ・連帯保証 推定相続人から 1 名 <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※</p>
<p>(5) 要保護世帯向け不動産担保型生活支援資金</p>	<p>不動産を保有する要保護状態の高齢者世帯に対し、不動産を担保に生活資金を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 不動産評価額概ね 500 万円以上（※集合住宅含む）、 保護実施機関が認める世帯 <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※</p>
<p>(6) 総合支援資金</p>	<p>失業等による日常生活の困窮や生活の立直しのために、一時的な資金貸付をすることで解決・自立できる世帯に、自立支援機関やハローワーク等と連携し、生活費等を貸付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援費 就職して生活再建する間の生活費 貸付限度 単身月額 15 万円以内、複数月額 20 万円以内 貸付期間 最長 12 カ月以内 ・住宅入居費 住宅手当緊急特別措置事業の住宅手当対象者に賃貸契約を結ぶために必要な費用 貸付限度 40 万円以内 ・一時生活再建費 生活を再建するための一時的な日常生活費で賄えない費用 貸付限度 60 万円以内 ・償還期間 最大 20 年内 ・貸付利子 連帯保証人有 無利子、無 年 1.5% <p>○貸付実績：0(0)件 0(0)円※</p> <p>○コロナ特例貸付実績：206(90)件 107,417,000(33,089,000)円※</p>

(7) 臨時特例つなぎ資金	生活保護や住宅手当などの受給が決定している者に、手当等の給付までの間の生活費を貸付。 ・貸付限度 10万円以内、無利子 ○貸付実績：0(0)件 0(0)円※
---------------	--

□くらし資金貸付事業

事業名等	実 績
(1) くらし資金	不時の出費等の為に、日々の暮らしの維持が困難になった低所得世帯に対し、必要な生活費等のつなぎ資金を貸付。 ・貸付限度 10万円以内 ・償還期間 12か月 ・貸付利子 無利子 ・連帯保証人 必要 ○貸付実績：0(0)件 0(0)円

9. 基金運営事業 [R3 決算 15,005,439円 R2 決算 12,435円]

□市民福祉基金運営事業

事業名等	実 績
(1) 市民福祉基金	地域福祉の振興、在宅福祉の充実、災害対策に関する事業の財源として活用。 ○利息 5,409(10,747)円を地域福祉事業に充当 ○法人運営事業の安定運営を図るため、5,000,000円の取り崩しを行った。 ○R4.3.31現在の累計積立額：106,426,556(111,426,556)円

□運営基金運営事業

事業名等	内 容
(1) 運営基金	介護保険事業等の安定運営のための財源として活用。 ○利息 30(1,688)円を法人運営事業に充当 ○訪問介護事業、相談支援事業、いきがいサロン事業の安定運営を図るため、10,000,000円の取り崩しを行った。 ○R4.3.31現在の累計積立額：819,000(10,819,000)円